

政令第 号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の三条を加える。

（都道府県又は市町村がその都市計画の案を作成しようとする場合に都市再生整備等協定を締結することができる都市施設）

第十三条の二 法第四十四条の三第一項第八号の政令で定める都市施設は、第十二条各号に掲げるものとする。

（都市再生整備等協定に記載することができる都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等）

第十三条の三 法第四十四条の三第六項第一号の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一 自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

二 観光案内所

三 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔であつて、国土交通省令で定める要件に適合するもの

四 路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家

五 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（都市再生整備等協定に基づく都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準）

第十三条の四 法第四十五条第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 前条各号に掲げる施設等の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

二 前条各号に掲げる施設等（地上に設けるものに限る。）の構造は、倒壊、落下その他の事由による

危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする
こと。

三 前条各号（第三号を除く。）に掲げる施設等（地下に設けるものに限る。）の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

四 前条第一号に掲げる自転車駐車場にあつてはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあつてはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第四号に掲げる停留所の上家にあつてはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五 前条第三号に掲げる施設等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものとする。

六 前条各号に掲げる施設等の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イ 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずる
こと。

ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

第十八条の見出し中「都市」を「都市再生整備計画に記載することができ都市」に改め、同条中「次に掲げるもの」を「第十三条の三各号（第三号を除く。）に掲げる施設等」に改め、同条各号を削る。

第十九条中「第四十六条第十四項第一号」を「第四十六条第十四項第二号」に改める。

第二十条中「第四十六条第十四項第二号ロ(2)」を「第四十六条第十四項第三号ロ(2)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定固有魅力形成建築物の増築等の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為）

第二十条の二 法第四十六条の九第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 都市再生整備計画に記載された法第四十六条第二十四項第一号の改修及び活用に関する事項に基づいて行う行為

二 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

（特定固有魅力形成建築物の増築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第二十条の三 法第四十六条の九第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為（都市計画法第四十条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

一 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（以下「都市計画施設」という。）を管理することとなる者がその都市計画施設の整備に関する事業の施行として当該都市計画施設に関する都市計画に適合して行う行為

二 土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業の施行として行う行為

三 都市再開発法第二条第一号に規定する市街地再開発事業の施行として行う行為

四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業の施行として行う行為

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二条第五号に規定する防災街区整備事業

の施行として行う行為

第二十四条中「第六十二条第一項第三号」を「第六十一条の二第一項第三号」に改める。

第二十五条の見出し中「都市公園」を「都市再生整備計画に基づく都市公園」に改め、同条中「は、次のとおりとする」を「については、法第四十六条第十二項の施設等にあつては第十三条の四（第一号から第四号まで及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、法第四十六条第十四項第一号の施設等にあつては第十三条の四（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、それぞれ準用する」に改め、同条各号を削る。

第二十六条第一項中「前条」を「第十三条の四」に改める。

第三十条中「第八十一条第十九項」を「第八十一条第二十三項」に改める。

第三十五条中「都市計画法第四条第六項に規定する」及び「（第四十五条において「都市計画施設」という。）」を削る。

第四十二条第一号中「誘導施設」の下に「又は特定業務施設等」を加える。

第四十六条を第四十八条とし、第四十五条の次に次の二条を加える。

（まちづくり推進活動計画に記載することができ都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等）

第四十六条 法第百十七条の二第八項第一号の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一 第十三条の三各号（第三号を除く。）に掲げる施設等

二 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔であつて、国土交通省令で定める要件に適合するもの

（まちづくり推進活動計画に基づく都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準）

第四十七条 法第百十七条の四第一項の政令で定める技術的基準については、前条第一号に掲げる施設等にあつては第十三条の四各号（第一号から第四号まで及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、前条第二号に掲げる施設等にあつては第十三条の四各号（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、それぞれ準用する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号ロ中「並びに法第六十条の三第二項」を「法第六十条の三第二項並びに法第六十条の四第二項」に改める。

第九条第六号中「及び第一百七条」を「第一百七条及び第一百七条の五」に改める。

第三百三十七条中「第六十条の三第一項若しくは第二項」の下に「法第六十条の四第一項若しくは第二項」を加える。

第三百三十七条の九中「又は法第六十条の三第一項」を「法第六十条の三第一項又は法第六十条の四第一項」に改め、同条第二号及び第三号中「又は特定用途誘導地区」を「特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区」に改める。

第三百三十七条の十二第七項中「第六十条の三第一項若しくは第二項」の下に「法第六十条の四第一項若しくは第二項」を加える。

（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）

第三条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第二十八条」を「第二十七条」に改める。

第二十六条を削る。

第二十七条中「都市再生特別措置法」の下に「（平成十四年法律第二十二号）」を加え、「に規定する事業」を「、第四号、第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる業務」に改め、同条を第二十六条とし、第二十八条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とする。

（都市計画法施行令の一部改正）

第四条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一号中「又は特定用途誘導地区」を「、特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区」に改める。

（景観法施行令の一部改正）

第五条 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改める。

第三条中「第八条第二項第四号ホ」を「第八条第二項第四号ヘ」に改める。

第六条中「第八条第九項」を「第八条第十一項」に改める。

第八条中「第十六条第七項第一号」を「第十六条第八項第一号」に改める。

第九条中「第十六条第七項第十号」を「第十六条第八項第十一号」に改める。

第十条中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改め、同条第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十二条第四号ニ中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改め、同号ホ中「第八条第二項第四号ハ(1)」を「第八条第二項第四号ニ(1)」に改める。

第二十八条の見出し中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条中「第九十三条第四号」を「第九十三条第五号」に改める。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正)

第六条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（歴史的風致維持向上計画の提案に係る一団の土地の区域の規模）

第二条の二 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、法第二条第二項第一号に規定する土地の区域において一体として行われる歴史的風致の維持及び向上を図るための住民の活動の現況及び将来の見通しを勘案して、特に必要があると認められるときは、市町村は、条例で、区域を限り、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

第七条第一項第十号中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十九項」に改め、同項第十一号中「第四十六条第十四項第二号ロ」を「第四十六条第十四項第三号ロ」に改める。

（都市公園法施行令の一部改正）

第七条 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「第十四条第一号ニ」を「第十四条第一号ホ」に、「第四十六条第十四項第二号ロ」を「第四十六条第十四項第三号ロ」に改める。

第十条の二第十一号中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十九項」に改める。

第十四条第一号ニを同号へとし、同号ハ中「第四十六条第十四項第一号」を「第四十六条第十四項第二号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「（平成十四年政令第百九十号）第十八条第一号から第三号まで」を「第十三条の三第一号、第二号及び第四号」に改め、同号中ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 都市再生特別措置法施行令第十三条の三第一号、第二号及び第四号に掲げるもの並びに同令第四十六条第二号に掲げるもの（都市再生特別措置法第一百七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第八項第一号に定める事項に係るものに限る。）

第十四条第一号イの次に次のように加える。

ロ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第十三条の三第一号から第四号までに掲げるもの（都市再生特別措置法第四十四条の三第一項に規定する都市再生整備等協定に記載された同条第六項第一号に定める事項に係るものに限る。）

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第八条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第六十条の三第二項ただし書」の下に「第六十条の四第二項ただし書」を、
「第五十条」の下に「第六十条の四第三項」を加える。

第三条第一項第二号中「第六十一条」を「第六十条の四第一項及び第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条」に改め、同項第七号中「第四十一条」の下に「（同法第四十六条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第五十八号中「第四十五条の二十一第三項」の下に「第七十二条の二第三項」を、「第四十五条の二十、」の下に「第四十六条の九第一項及び第二項、」を加え、「並びに第百八条第一項及び第二項」を「第百八条第一項及び第二項並びに第百八条の十」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令の一部改正）

第九条 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十三号及び第二十六号」を「第二十四号及び第二十七号」に改め、第三十六号を第三十七号とし、第二十号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（地方道路公社法施行令の一部改正）

第十条 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十九号及び第二十二号」を「第二十号及び第二十三号」に改め、第三十二号を第三十三号とし、第十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第十二条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十八号及び第二十号」を「第十九号及び第二十一号」に改め、第二十八号を第二十九号とし、第十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十三条 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「誘導施設」の下に「又は同条第六項に規定する特定業務施設等」を加える。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第十四条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第六十条の三第二項ただし書」の下に「第六十条の四第二項ただし書」を、「第五十条」の下に「第六十条の四第三項」を加える。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第十五条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第二十号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第十六条 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中第三十四号を第三十五号とし、第十九号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項（国立大学法人法施行令の一部改正）

第十七条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中第六十一号を第六十二号とし、第三十七号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

第二十六条第一項第九号中「（平成十四年法律第二十二号）」を削る。

（独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正）

第十八条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十七号を第二十八号とし、第十九号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十九 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第十九条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第二十号及び第二十六号」を「第二十一号及び第二十七号」に改め、第二十六号を

第二十七号とし、第十八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第二十条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第四十三号を第四十四号とし、第二十六号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、

第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（独立行政法人労働者健康安全機構法施行令の一部改正）

第二十一条 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第二十二條 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中第三十五号を第三十六号とし、第二十号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 都市再生特別措置法第四十六条の九第五項及び第六項

（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令の一部改正）

第二十三條 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中第三十号を第三十一号とし、第二十号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第五項及び第六項

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令の一部改正)

第二十四条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令(平成二十三年政令第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条の九第五項及び第六項

(国立健康危機管理研究機構法施行令の一部改正)

第二十五条 国立健康危機管理研究機構法施行令(令和六年政令第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条の九第五項及び第六項

(国土交通省組織令の一部改正)

第二十六条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第四号中「第八十一条第十三項」を「第八十一条第十七項」に改める。

第八十六条第九号中「都市再生特別措置法に規定する」の下に「都市再生整備等協定、」を、「管理協定」の下に「固有魅力維持向上協定」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月●日）から施行する。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令の一部改正）

2 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第二十三号及び第二十六号」を「第二十四号及び第二十七号」に改める。

理 由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市再生整備等協定の対象となる都市施設を定める等都市再生特別措置法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。